

## 第3次中期事業計画（平成24年度～26年度）

当協会は信用保証を通じ、県内で事業を営む中小企業者の金融の円滑化と地域の発展に貢献するため、平成24年度から26年度までの3か年間における業務上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組むこととします。

### 1 適切な信用保証の提供（資金需要に応じた使いやすく親切的な信用保証の実現）

中小企業者の多様な資金需要に応えその経営の安定を図ることは、地域経済の成長、ひいては地域の雇用を維持・拡大する意味からも重要です。関係機関との連携をより強化して効果的な取り組みを進めるとともに、資金需要に適時適確に対応し、使いやすく親切的、真に必要とされる信用保証の提供を目指します。

### 2 期中支援の充実（内外連携による「顔の見える保証協会」の実現）

保証先への期中支援は一義的に金融機関が行うべきものですが、保証協会自身もコンサルティング機能を発揮するなど、関係機関と連携しながら期中支援を充実していく必要があります。協会内の関係部門が機動的に対応する態勢を整え、中小企業を直接支える取り組みを行います。

### 3 効率的な求償債権管理（債権管理の効率化と回収の最大化の実現）

回収環境の厳しい状況が続く中でも、いかに求償債権を管理し債権回収の最大化に結びつけるかが継続した課題になっており、従前の回収手法の見直し、求償債権管理の合理化・効率化、およびサービスの積極的な活用により、無担保・無保証人案件の定期回収の底上げと大口回収の増加を図ります。

### 4 組織力の強化（コンプライアンス体制充実と人材育成による強力な組織づくり）

コンプライアンスに対する高い意識と実践を実現し、優れた人材の確保と育成を行い、事務処理の正確性を高めて、信用保証機関として信頼のおける強い組織をつくるよう努めます。また、不測事態の発生に迅速に対応できるようBCP対策に取り組めます。

### 5 戦略性の発揮（健全性を備えた積極的な業務運営の推進）

公共性の発揮と同時に協会経営の健全性を維持する必要性から、従来に増して保証協会の周辺状況や保証債務の分析に努めます。既に稼働させた共同システムの機能の活用度を高め、統計整備を進めるとともに、当協会の活動内容を広範囲に情報発信するよう取り組めます。